

2014年（平成26年）5月22日

法務大臣 谷 垣 禎 一 殿

日本弁護士連合会

会長 村 越 進

当連合会及び弁護士会による死刑場視察の申入書

申入れの趣旨

- 1 当連合会による東京拘置所をはじめとする死刑場を設置した7か所の拘置所の死刑場の視察を許可されたい。
- 2 全国の各弁護士会による死刑場を設置した拘置所の死刑場の視察を許可されたい。

申入れの理由

- 1 2010年8月27日、千葉景子法務大臣（当時）の指示の下、東京拘置所の死刑場が一部の報道機関に公開されたが、その後、国民に対する開示は行われていない。また、法務省内の「死刑の在り方についての勉強会」も2012年3月に終了したまま、死刑制度に関する情報公開の努力は何も行われていない。
- 2 裁判員裁判の施行から5年が経ち、多くの裁判員が死刑求刑事件に直面している。2014年2月17日、裁判員経験者20名から法務大臣に対して、死刑執行を一時停止したうえで死刑についての情報公開を求める要請書が提出された。同要請書では、死刑の実情について詳しい情報公開がなされていない現状のまま、裁判員裁判による死刑確定者の死刑が執行されれば、裁判員経験者の煩悶は極限に達するだろうと述べられている。

裁判員となった一般市民は、死刑とはどのような刑罰かを知らないまま、死刑判決を言い渡すかどうかの判断を求められ、かつ、判決後も、死刑確定者の処遇や執行方法等を知らないままに置かれているのである。

- 3 当連合会は、1993年の死刑執行再開以来、死刑執行の都度、死刑執行に抗議する会長談話や会長声明を発表してきた。

また、2013年2月12日、当連合会は、法務大臣に対して、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事

件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を提出した。その中で、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開することを求めている。

更に、2013年12月、当連合会は、内閣総理大臣及び法務大臣に対して、「死刑制度に関する政府の世論調査に対する意見書」を提出して、死刑に関する世論調査の質問内容や結果の評価などについて問題提起を行った。死刑に関する情報が公開された上で世論調査が行われるべきことは当然のことである。

- 4 死刑の廃止は国際的な潮流であり、世界で死刑を廃止又は停止している国は140か国に至っている。死刑を存置している国は58か国であるが、2013年に現実に死刑を執行した国は、日本を含め22か国に過ぎない。

我が国は、国連関連機関から繰り返し、死刑執行を停止して死刑制度の廃止に向けた措置をとるように勧告を受けてきた。そして、2012年12月20日には、国連総会において、全ての死刑存続国に対して、死刑廃止を視野に執行を停止するように求める決議が、過去最多の111か国の賛成多数で採択された。

- 5 2014年3月27日、静岡地方裁判所は、「袴田事件」の再審請求事件において、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をした。同決定では、捜査機関による証拠のねつ造の可能性も指摘されている。

えん罪は、取り返しのつかない人権侵害をもたらすものであるが、死刑事件に至っては、誤って生命を奪うという究極の人権侵害をもたらすおそれがある。前述のとおり、一般市民は、裁判員制度の下、死刑の判断を行う地位に置かれているにもかかわらず、死刑制度に関する情報はほとんど与えられていないという現実にある。また、8割を超える者が死刑存置に賛成したとされている政府の世論調査は、そもそも質問内容や結果の評価の方法に問題があることに加えて、前提となる死刑制度に関する情報がほとんど公開されていない中で行われた世論調査であるに過ぎない。

- 6 当連合会は、政府により公開されるべき死刑制度に関する情報の端緒として、死刑場の公開を求めることとし、当連合会及び各弁護士会による死刑場視察を実現するために本申入れを行うものである。

以 上